

議会だより

6月定例会一般質問（要約）



保員 東 議

質問 西ノ島町情報提供チャンネルの活用について

次の4点について伺う。

①情報提供チャンネル専属の役場職員をつけることは困難と考えるので、住民からSNSなどで動画や写真を投稿してもらってはどうか。

②国賀等の景勝地に定点カメラを設置しておく、LIVE映像を流してみてもどうか。

③このような放送を東京「島根館」や各種イベントや交流事業で流してもらい、西ノ島町をPRしてみてもどうか。

④いずれは、島前病院と訪問診療宅を接続し、オンライン診療システムにつなげていくことができるかどうか。

回答 町長

西ノ島チャンネルについては、町からの

お知らせや隠岐航路の運行状況といった、タブレットに代わる文字によるお知らせを行うとともに、動画放送ではプロモーション用に制作した動画、静止画と動画を組み合わせた形での情報提供、島根県ケーブルテレビ協議会より提供を受けた情報番組などの試験放送を行っている。また、6月11日より自主制作した地域情報番組「わがとこにゆうす」を放送しており、今後毎月1回程度更新していくこととしている。

質問①について

町民の皆さまからの映像提供についてだが、町民の方に西ノ島チャンネルを楽しんで見ていただくためには、町民の方自身の参加を進めていくことが重要だと考えている。「画像の投稿」も町民参加の一つの形かと思う。現在、町民の方にご協力頂き、昔と今の町の様子を映像で比べてみる企画を検討しているので、こういった取り組みと並行し、SNS等を活用した画像の投稿による町民参加を図って、楽しんでいただけるよう取り組んでいく。

質問②について

映像データの伝送は容量が大きく、一定時間毎の状況を静止画として流すか、コマ送りのような画質の低い動画を流すのか、いずれかになる。高画質の画像を大画面に

写すことが主流となっているテレビにそのまま流すと、景勝地を紹介するという意図では、画質の面で、議員のイメージしているものとはかなり違ったものになると思われる。

また、定点カメラは見方を変えると監視カメラになり得ることから、プライバシーの問題など様々な課題がある。

以上のようなことから、定点カメラのLIVE映像を西ノ島チャンネルで配信することは考えていない。

質問③について

西ノ島チャンネルで現在放送しているものには、ジオパークの魅力をPRするため、専門業者に委託して制作した町外向けプロモーション動画が含まれている。こうしたプロモーション動画は、人目を引くために映像や音響など高いデザイン性が求められることから、ノウハウを有する専門業者に委託するのが一般的で、西ノ島チャンネルで放送しているほか、動画配信サイトチューブでの配信、DVDなどの形式で持ち出して、各種のイベントなどで活用している。

西ノ島チャンネルは、あくまで町内限定の放送なので、この設備を使って東京など町外へのLIVE配信はできないことを理解いただきたい。

質問④について

オンラインの診療システムといった、双方向かつ1対1で通信が必要となるケースでは別のシステムが必要になる。

西ノ島チャンネルは、1つの送信元から多数の受信先へ放送する設備なので、病院と患者さんのお宅を相対でつなぐのに、この設備を活用することはできない。



哲一 中上 議

質問 空家解体処分支援について

近年、人口減少や高齢化により空家は急増しつつあり社会問題化している。空家等対策特別措置法が実施され、町は「空家等対策計画」を策定し取り組んでいくとのことであるが、次の3点について町長の考えを伺う。

- ①町のこれまでの空家対策の取り組み実績
- ②空家を更地にすると、約60坪までの敷地に対して固定資産税がそれまでの6倍になる。これでは解体処分が進みにくくなる。他人に迷惑をかける特定空家を増やさないためにも空家を解体処分した場合は、土地の固定資産税の減免を要望する。
- ③解体処分には民家では数百万円かかる。

費用の軽減策を検討してほしい。又、町独自の解体処分助成制度の創設や空家廃棄物輸送について国境離島法などで国に支援を求めている。

回答 町長

質問①について

平成27年度に空家の実態調査を行い、260戸の空家を確認しており、そのうち危険家屋については、26戸となっている。こうした危険家屋の所有者に対して、除却等を含めて適正な管理をお願いしているところである。その結果、3戸の空家について解体・撤去処分が行われたが、残りの空家については、引き続き、所有者に適正に管理するように要請していく。

空家の有効活用策として、平成6年度以降、定住対策用に47件の空家改修を行い、平成28年度には空家情報を提供できる空家バンク制度を立ち上げた。空家バンクには、現在10件の登録があり、内7件の売買や賃貸契約が成立している。

また、今年度は、空家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行うための協議会を設置し、空家対策の強化を図っていく。

質問②について

空家を更地にして特例措置がなくなった土地については、評価額の70%が課税標準となるため、最大でも4倍程度の上昇である。

り、また、家屋にかかる固定資産税がなくなることから、実際の影響はもっと小さいものであると思われる。

空家となった家屋においても、その管理及び処分は、最後まで所有者が責任を持つて行うべきと考えており、特例措置がなくなってしまう現行の税制度においても、責任を持つて空家の解体を行っている所有者も少なくない。

公平な税負担の観点からも、慎重に判断すべきと考えており、現段階では、減免措置は考えていない。

なお、家屋を解体した場合にも減免措置を行っている自治体もあるようなので、その内容・影響等も調査しながら、今後の課題としたい。

質問③について

解体撤去費用にかかる助成については、所有者の管理責任及び公益上の必要性・効果など公費投入にあたっては、慎重に検討する必要があると考えている。

解体撤去等の費用については、一自治体で対応するには限界があり、安全性確保、住環境の改善等の観点から、その費用について必要な措置を講じるよう島根県町村会として要望を行っているところである。

なお、解体処分等に伴う廃棄物の海上輸送費の軽減策については、隠岐4町村、全国離島振興協議会等と連携しながら国・関係省庁への働きかけを検討していく。



正春 員
小島 議

質問 観光振興対策について

これからの観光振興対策としては体験型の観光は必須であり、隠岐全体の施策も大事であるが、西ノ島町独自の施策も重要ではないかと考える。

この事を踏まえ、次の2点について町長の所見を伺う。

①焼火神社の初参りを活用した観光対策について

冬場の観光客を増やすため、国の重要文化財に指定されている焼火神社で毎年行っている初参りを活用した体験型の観光を行うてはどうか。

②好漁場である海を活用した観光対策について

全体を海で囲まれた西ノ島町は好漁場を有し、魚介類の宝庫である。この好条件を活かし、時期によってイカ釣り体験・素潜り体験・定置網見学等行つてはどうか。

回答 町長

質問①について

冬場の観光対策として、焼火神社の初

参りツアーなどは、魅力のあるアイデアだと思うが、初参りは旧正月から約1ヶ月の期間で実施され、「地区ごとを基本に神事として行うもの」で、交流に馴染まない焼火神社からは伺っている。

質問②について

海を活用した観光対策について、地元住民の賛同者を集め観光メニューとしてのイカ釣り体験や素潜り体験の実施については、同業事業者等の調整や関係機関との課題等がある。また、定置網漁の見学については、以前に実施したが、早朝の時間的な問題による宿泊施設の対応や船上でのトイレの問題、海上のシケ模様により左右されるなどから、申し込みもなく事業を断念した経過がある。

海の資源を生かした体験メニューについては、これまで色々と試しているが、なかなか成果に繋がらないのが現状である。

これからの観光は、見るだけの観光でなく、体験型あるいは学習・自然を探索する観光など様々なニーズが求められている。

体験型メニューの一例として提案があったので、こうしたことも参考に、観光協会、観光関連業者等と連携しながら新たな体験メニューの充実に取り組んでいく。